（一社）大阪市北区薬剤師会　医薬品分譲ルール

* 1. 医薬品分譲の際に使用する譲渡書・譲受書は、当薬剤師会の

ホームページ内書式ダウンロード掲載の雛形を活用する。

但し、既に各薬局で独自の物を使用されている場合は妨げないが、記入事項は上記ダウンロードものを踏襲すること。

* 1. 医薬品を受け取る際には、当方の薬局開設許可証（写）や連絡先等を記載した書類を相手方の薬局に提出する。但し、この提出は第一回目の取引のみでも差支えない。
  2. 相手方の薬局で医薬品を受け取る際には、受け取る者（当方の薬局従事者）に身分証明書等の提示による本人確認を行わせる。

尚、担当卸業者を通じて取引する場合は、その旨を相手方薬局に伝達し、医薬品取引の際には、身分証明書等で確認する。

* 1. 金額に関しては、薬価+消費税を課す事とする。なお小数点以下は四捨五入で計算する。
  2. 各薬局の責務、義務で適切に対応して頂くように願います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上